平成２８年（フ）第１３６号
北海道苫小牧市沼ノ端中央５丁目２番70号　ベイサイドハウスＡ201
債務者　島中　克好
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第５１号
宮城県角田市梶賀字高畑南153番地１　高畑南アパート１－Ｍ号
債務者　宍戸　義弘
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで　仙台地方裁判所大河原支部

平成２８年（フ）第３６号
福島県西白河郡矢吹町一本木90番地１　ハイツエイジⅡ
債務者　髙田　幸二
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで　福島地方裁判所白河支部破産係

平成２８年（フ）第２５３号
金沢市末町16の２番地３　ＹＯＵ162　12号、従前の住所石川県鹿島郡中能登町良川レ部57番地１
債務者　西川　芳寛
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで　金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２７１号
金沢市福久１丁目72番地　スペリアーモ105号、従前の住所岐阜県大垣市領家町３丁目74番地
債務者　池本　祐未
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで　金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２７８号
金沢市金石東１丁目４番15号　ベルトピアゼフィール403号、従前の住所金沢市若宮２丁目160番地
債務者　松山　　薫
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで　金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２０７号
三重県津市高茶屋小森上野町1316番地２
債務者　嶋田　幸夫
1　決定年月日時　平成28年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで　津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１６３号
滋賀県近江八幡市堀上町122番地４（406号）
債務者　池田　孝子
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第５７４号
兵庫県尼崎市塚口町１丁目13番地の４　ハッピーコート塚口駅前304号
債務者　畑　　竜也
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１０４号
愛媛県四国中央市豊岡町大町11番地　メゾン宮西Ｂ棟101号、前住所香川県綾歌郡宇多津町680番地１桑名アパート
債務者　藤原　健二
1　決定年月日時　平成28年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第９１号
福岡県嘉麻市飯田277番地５　ミライステップ飯田
債務者　大谷　紫織（旧姓木下）
1　決定年月日時　平成28年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第３１３号
宮崎市高洲町268番地17　コーポ高洲102号
債務者　関口　律子
1　決定年月日時　平成28年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第９７号
宮崎県えびの市大字小田1418番地２
債務者　坂元　莉奈
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第９９号
宮崎県都城市高城町有水3353番地３
債務者　山内　美香
1　決定年月日時　平成28年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第９１号
鹿児島県霧島市隼人町見次635番地２　菩提寺団地20棟204号
債務者　山口　孝義
1　決定年月日時　平成28年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第９２号
鹿児島県霧島市隼人町内401番地　リバーサイド206
債務者　**徳**田　紗織（旧姓砂田）
1　決定年月日時　平成28年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係